

三次市教育委員会議案第 5 号

三次市奥田元宋・小由女美術館設置及び管理条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和 3 年 5 月 2 4 日

三次市教育委員会教育長 迫 田 隆 範

三次市奥田元宋・小由女美術館設置及び管理条例の一部を改正する  
条例（案）

三次市奥田元宋・小由女美術館設置及び管理条例（平成 1 7 年三次市条例第 3  
1 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項中「，毎月第 2 水曜日」を「，水曜日」に改める。

別表中

「

常設展観覧	8 3 0	7 3 0	4 1 0	3 1 0	無料	無料
ペアチケット（2 人分）	1, 5 7 0	—	—	—	—	—
企画展観覧	2, 0 9 0	1, 9 8 0	1, 0 4 0	9 4 0	無料	無料
ペアチケット（2 人分）	3, 9 8 0	—	—	—	—	—

--	--	--	--	--	--	--

」を

「

常設展観覧	830	730	410	310	無料	無料
企画展観覧	2,090	1,980	1,040	940	無料	無料

」に改め

,

「

3 ペアチケットは、男女のペアを対象とする。

」を削る。

附 則

この条例は、令和3年8月1日から施行する。